

早岐警察署協議会第3回会議議事概要

日 時	令和4年7月28日(木) 13時30分～14時30分
場 所	早岐警察署講堂
出 席 者	<p>1 協議会 矢野会長 市瀬委員 江崎委員 北崎委員 増本委員</p> <p>2 警察署 尾塚署長 松竹谷警務課長 原田生活安全課長 吉武地域課長 藤田交通課長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会議の状況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況 署長から、前回協議会の提出意見に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 三河内駅入口交差点の脇道から国道への右折車対策 右折禁止の規制は難しいが、区分を明確にするための中央線の再表示について道路官舎に依頼済み。</p> <p>(2) 陣の内交差点に設置された当課標識の電球切れ 道路管理者に依頼済みであり、本年9月末までには交換予定</p> <p>(3) 長畑町所在「みのりの里」付近の交差点対策 交通規制を行う必要性は低いと判断したが、指導停止線を設置するため自治会から道路管理者に申し入れを行うべく調整中</p> <p>(4) ハウステンボス両出入り口付近の交差点対策 道路外側線が消えかかっていたことから、市役所に申し入れを行ったところ、付近で河川関係の工事を行っており、工事終了後に付近道路の中央線や外側線を再表示する予定であることが判明した。</p> <p>2 前回諮問テーマの答申に対する推進状況について 署長から、前回諮問テーマ「地域・学校・企業などと連携した被害防止活動の推進」への答申に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 老人クラブ、自治会学校、企業等と連携した広報啓発活動の推進 ア 佐世保市役所、市議会に対する被害防止対策の連携申入れ イ 生活安全ニュースの発行及び防災無線による広報 ウ 交番・駐在所が発行するミニ広報紙への掲載 エ 各種会合等における被害防止講話の実施 オ 長崎国際大生に対する被害防止講話の実施</p> <p>(2) コンビニエンスストアや銀行と連携した被害防止活動の推進 ア ニセ電話詐欺被害防止旬間の実施 イ ニセ電話詐欺被害防止功労者に対する感謝状贈呈 ウ 県警察本部による金融機関等への働きかけ</p> <p>3 令和4年4月から令和4年6月までの業務推進状況について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 生活安全課関係 通学路等における子供の安全確保のための対策の推進 ○ 「見守り活動強化の日」の通学路警戒活動の実施 ○ 児童を対象とした防犯教室等の開催 ○ 声掛け事案の対応</p> <p>(2) 地域課関係 ア 管内実態把握活動の推進</p>

- 巡回連絡による実態把握の推進
- 未把握世帯の解消
- 巡回連絡等を通じた各種情報収集
- イ 春の行楽期における雑踏事故の防止
- (3) 刑事課関係
 - ア 窃盗事件の捜査強化
 - イ インターネットを利用した詐欺事件の捜査強化
- (4) 交通課関係
 - 通学路における交通事故抑止対策の推進
 - 関係機関と連携した子どもの見守り活動の強化
 - 通学路取締りの強化
- (5) 警備課関係
 - ア 国際テロ対策の継続推進
 - イ 居住外国人対策の推進

4 令和4年7月から令和4年9月までの業務推進計画について署長から、次のとおり説明があった。

- (1) 生活安全課関係
 - ア 夏休み期における少年非行防止対策及び子供や女性を対象とした犯罪の被害防止対策の推進
 - イ 新学期における通学路警戒活動及び犯罪被害防止広報の推進
- (2) 地域課関係
 - 夏期における雑踏事故の防止
- (3) 刑事課関係
 - ア 窃盗事件の捜査強化
 - イ インターネットを利用した詐欺事件の捜査強化
- (4) 交通課関係
 - 高齢者の交通事故防止
- (5) 警備課関係
 - ア 台風期における災害対策の推進
 - イ 国際テロ対策の継続推進

5 諮問テーマに対する答申について

署長から、協議会に対して諮問があり、協議会から次のとおり答申があった。

- (1) 諮問テーマ
 - 子どもが犯罪等に遭わないようにするための方策について
- (2) 協議会からの答申状況
 - 矢野会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。
 - ア SNS対策の強化
 - 携帯を持たせる保護者や学校、携帯電話の販売業者に対する注意喚起広報の強化
 - イ 被害防止のための情報発信
 - 安心メール・キャッチくんの利用者の拡充
 - 安心メール・キャッチくんを利用した各種被害防止情報の発信
 - ウ パトロールの強化
 - 夏休み期に合わせた、見せる警らの実施
 - 子どもたちに警察官の姿を見せ、被害に遭わないよう警戒心を持たせる。

6 早岐警察署「速度取締り指針」の説明(令和4年下半期分)

1 早岐警察署における防災対策について

- (1) 災害弱者の把握

提 出 意 見

災害発生時に自ら避難できない高齢者等について、把握を徹底しておいてもらいたい。

(2) 災害発生時の早岐警察署の警備体制についてお聞きしたい。

2 効果的な警察広報について

(1) 対象に合った広報

警察から情報を発信する際に、対象の年齢や性別などを考慮し、各対象に合った分かりやすい広報に努めてほしい。

(2) タイムリーな広報

市の防災無線などが届かない地区もあり、災害発生危険がある場合など、パトカーのマイク広報や各種電光掲示板等を活用した広報を行ってほしい。